

「道の駅おおあらい」(仮) 再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

道の駅おおあらい(仮)への再生可能エネルギー設備の導入を検討するにあたり、設備導入可能性調査業務を公募型プロポーザル方式により候補者を選定することとし、手続き等についてはこの実施要領により定める。

2 業務概要

(1) 業務名

道の駅おおあらい(仮)再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務

(2) 業務内容

道の駅おおあらい(仮)再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務委託仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月25日(金)まで

(4) 場所

大洗町内

3 業務に要する費用(限度額)

金21,340,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 プロポーザルの種類

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 大洗町の入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 大洗町の令和3・4年度入札参加資格者名簿(建設コンサルタント)に登録しているもの。
- (4) 公告日において、国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。

- (7) 大洗町暴力団排除条例(平成23年大洗町条例第25号)第2条第1号に掲げる団体又は同条第2号及び第3号に掲げるものの統制下にある団体でないこと。

6 申込方法およびスケジュール

(1) 募集要項及び提出書類様式の配布

配布期間：令和3年6月25日(金)～令和3年7月14日(水)まで

(土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後5時までとする)

※募集要項等については、大洗町ホームページに掲載を行う。

7 日程(予定)

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 公募の実施 | 令和3年 6月25日(金) |
| (2) 質問受付 | 令和3年 6月25日(金) |
| (3) 質問受付締切 | 令和3年 7月 9日(金) 午後5時迄 |
| (4) 質問回答 | 令和3年 7月12日(月) |
| (5) 参加表明書提出期限 | 令和3年 7月14日(水) 午後5時迄 |
| (6) 参加資格確認結果通知 | 令和3年 7月16日(金) |
| (7) 企画提案書提出期限 | 令和3年 7月27日(火) 午後5時迄 |
| (8) 審査 | 令和3年 8月 5日(木) |
| (9) 審査結果通知 | 令和3年 8月10日(火) |
| (10) 契約締結 | 令和3年 8月中旬予定 |

8 質問の受付及び回答

(1) 提出期間

令和3年6月25日(金)から 令和3年7月9日(金) 午後5時まで

(2) 提出方法

プロポーザルに関する質問書(様式7)を使用し、電子メールにて質問すること。
電子メール以外での方法で提出された質問に対しては回答しない。また、電子メール送信後に、担当者へ受信確認の電話連絡を行うこと。なお、時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(3) 提出先

「17 担当部署(提出・問合せ先)」参照

(4) 回答日

随時、但し、令和3年7月12日(月)までには全て回答する。

(5) 回答方法

公平性の観点から、全質問に対する回答は、大洗町ホームページ(トップページ→町政情報→入札)に公表する。質問を行った企業名は公表しない。質問者の利権、競

争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると町が判断したものは、質問者のみに回答することがある。

9 参加表明書・企画提案書提出

- (1) 参加表明書提出書類は、次のとおり提出すること。
 - ① プロポーザル参加表明書（様式1）
 - ② 誓約書（様式2）
 - ③ 会社概要説明書（様式3）
 - ④ 参加企業の同種・類似業務実績（様式4）
- (2) 企画提案書提出書類は、次のとおり提出すること。
 - ① 企画提案書（様式5）：20枚以内（両面）
 - ② 参考見積書（積算根拠となる業務項目ごとの内訳をわかりやすく詳細に記載すること。）
 - ③ 配置予定の管理技術者の同種・類似業務実績（様式6）

※（1）④及び（2）③については、業務実績がある場合に提出すること。なお、同種・類似の別については、12審査基準及び配点表を参照のこと。

※ 企画提案書には、企業名等提案者が判断できるものは一切記載しないこと。
- (3) 提出部数
参加表明書①～④の資料を1冊にまとめ、1部提出すること。
企画提案書①～③の資料を1冊にまとめ、10部提出すること。
- (4) 提出方法
持参又は郵送によること。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とする。
- (5) 提出先
「17 担当部署（提出・問合せ先）」参照
- (6) 提出期限
参加表明書提出 令和3年7月14日（水）午後5時まで
企画提案書提出 令和3年7月27日（火）午後5時まで
- (7) 辞退等について
参加表明に係る書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を参加資格確認結果発送の前々日までに提出すること。なお、参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定などについて、不利益な取扱いを受けるものではない。

10 審査

審査は、「道の駅おおあらい（仮）再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、以下のとおり実施する。

(1) 審査

プレゼンテーション及びヒアリング等を行う。

① 実施日

令和3年8月5日（木）【予定】

② 実施時間

提案者へ別途通知

③ 実施場所

大洗町役場 3階 会議室

④ 出席者

配置予定管理技術者又は配置予定担当技術者（3名以内）とする。

プレゼンテーション及びヒアリングは必ず実務担当者が行うこと。

⑤ プレゼンテーションは、「9 参加表明書・企画提案書提出」（2）に示す①企画提案書、②参考見積書について行い、質疑応答を行う。

⑥ 審査時の追加資料の提出及び提示は認めない。

⑦ 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、審査応募者すべてにメール及び文書にて審査後速やかに通知する。
また、審査結果については、大洗町ホームページで選定した事業者の名称のみ公表する。

イ 審査の経緯及びその内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けないものとする。

⑧ 応募者が6者以上になった場合は、書類選考により5者を選考し、審査を行うこととし、書類選考を実施する旨及び選考結果はメールで回答するが、後日、選考結果のみ、文書でも通知する。

※ 新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、web会議でのプレゼンテーションを行う。その際は、web会議の開催をメールで通知し、使用するツール等は別途調整を行う。

11 審査方法

(1) 提案書の審査は、各審査項目に評価基準を設け、その基準により点数付けを行う。

(2) 点数付けは審査委員ごとに参加者の得点を計算し、審査委員ごとの参加者順位を決める。

(3) 審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者を候補者とする。参加者順位1

位が同数の場合は審査委員の合議により順位を決定する。

1.2 審査基準及び配点

審査は以下の審査基準に基づき行う。なお、審査会での選考は非公開とする。

評価項目及び評価内容		評価点
1	エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金を活用した業務実績がある場合（同種業務）【5点】	5
2	国、地方公共団体から公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査業務や導入に向けた基本設計・実施設計の業務実績がある場合（類似業務）【5点】	5
3	配置予定の管理技術者が同種又は類似する業務実績がある場合【5点】	5
4	提案内容【80点満点】	80
5	参考見積書が満足できる金額であるか【5点】	5
合計		100点満点

1.3 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの。
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、「3 業務に要する費用（限度額）」を超過したもの。

1.4 契約

- (1) 候補者特定後は、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者は改めて見積書を提出すること。

- (2) 失格その他の理由により契約候補者との契約が不可能となった場合は、候補者選定審査において、次点となった者と協議を行う。

1.5 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類は原則として差し替え及び再提出は認めない。
(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合、提出書類は無効となる。
(3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
(4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
(5) 配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できない。

1.6 関係書類の交付方法

大洗町ホームページ(トップページ→町政情報→入札)からのダウンロードによる。

1.7 担当部署 (提出・問合せ先)

〒311-1392

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275

大洗町 まちづくり推進課 政策調整係 担当 田山、清宮

電話番号 029-267-5109 (内線) 217

FAX 029-266-3084

e-mail seisaku@town.oarai.lg.jp